

川西町証明書等の時間外交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民サービス向上のため証明書等の時間外交付を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「証明書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住民票の写し（除かれた住民票、記載事項証明書及び改製原住民票を含む。）

(2) 印鑑証明書

2 この要綱において「時間外」とは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月条例第2号）第3条第2項に規定する勤務時間以外の時間をいう。

(時間外の指定)

第3条 証明書等の時間外交付は、事前に証明書発行等の希望があった場合に限り、毎月第3土曜日の8時30分から17時15分までの必要な時間で行うものとする。

(証明書等の交付予約)

第4条 証明書等の発行を希望する場合は、前開庁日までに電話、来庁等により予約しなければならない。

(時間外の業務)

第5条 時間外においては、証明書等の交付のみを行う。

(交付)

第6条 証明書等の交付は、川西町住民票の写し等の交付に関する事務取扱要綱、川西町印鑑条例等の規定により行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、証明書等の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。